

Q7 学校で行われている「合理的配慮」の内容について、全体的な見直しを学校に求めることはできますか？

A 「合理的配慮」の全体的な見直しを学校に求めることは可能です。

対象となる子どもの成長や障害の状態の変化などを踏まえて、適切な「合理的配慮」を行っていくことが大切です。「合理的配慮」は、各学校の設置者及び学校と丁寧に相談しながら決めていきますので、まず、学校に見直しの希望があることを伝えてください。なお、学年が変わるときなどは、逆に学校から、本人・保護者の方に「合理的配慮」の内容の見直しの相談がある場合もあります。

Q8 日本の学校で学ぶ障害のある外国人の子どもには、「合理的配慮」は提供されますか？

A 日本の小中学校に就学する際には、住所の存する市町村教育委員会で学齢簿が作成され、それに基づいて、教育支援委員会等を経て就学する学校が決まります。外国人の子どもであっても同様に、学齢簿に基づき就学する子どもで障害のある子どもには、必要に応じて「合理的配慮」が検討されることになります。

【障害者の権利に関する条約】

(平成26年1月20日批准書の寄託、1月22日公布及び告示、2月19日発効)

前文

この条約の締結国は、

- (a) 国際連合憲章において宣明された原則が、人類社会の全ての構成員の固有の尊厳及び価値並びに平等のかつ奪い得ない権利が世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであると認めていることを想起し、
- (b) 国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、全ての人はいかなる差別もなしに同宣言及びこれらの規約に掲げる全ての権利及び自由を享有することができることを宣明し、及び合意したことを認め、
- (c) 全ての人権及び基本的自由が普遍的であり、不可分のものであり、相互に依存し、かつ、相互に関連を有すること並びに障害者が全ての人権及び基本的自由を差別なしに完全に享有することを保障することが必要であることを再確認し、

(中略)

- (r) 障害のある児童が、他の児童との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を完全に享有すべきであることを認め、また、このため、児童の権利に関する条約の締結国が負う義務を想起し、

(中略)

- (t) 障害者の大多数が貧困の状況下で生活している事実を強調し、また、この点に関し、貧困が障害者に及ぼす悪影響に対処することが真に必要なであることを認め、

(中略)

- (x) 家族が、社会の自然かつ基礎的な単位であること並びに社会及び国家による保護を受ける権利を有することを確信し、また、障害者及びその家族の構成員が、障害者の権利の完全かつ平等な享有に向けて家族が貢献することを可能とするために必要な保護及び支援を受けるべきであることを確信し、

- (y) 障害者の権利及び尊厳を促進し、及び保護するための包括的かつ総合的な国際条約が、開発途上国及び先進国において、障害者の社会的に著しく不利な立場を是正することに重要な貢献を行うこと並びに障害者が市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的分野に均等な機会により参加することを促進することを確信して、

次のとおり協定した。

(中略)

第二十四条 教育

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。
 - (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
 - (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
 - (a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
 - (b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること
 - (c) 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。
 - (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。
 - (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。
- 3 締約国は、障害者が教育に完全かつ平等に参加し、及び地域社会の構成員として完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。このため、締約国は、次のことを含む適当な措置をとる。
 - (a) 点字、代替的な文字、意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式並びに定位及び移動のための技能の習得並びに障害者相互による支援及び助言を容易にすること。
 - (b) 手話の習得及び聾社会の言語的な同一性の促進を容易にすること。
 - (c) 盲人、聾者又は盲聾者（特に盲人、聾者又は盲聾者である児童）の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。
- 4 締約国は、1の権利の実現の確保を助長することを目的として、手話又は点字について能力を有する教員（障害のある教員を含む。）を雇用し、並びに教育に従事する専門家及び職員（教育のいずれの段階において従事するかを問わない。）に対する研修を行うための適当な措置をとる。この研修には、障害についての意識の向上を組み入れ、また、適当な意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式の使用並びに障害者を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れるものとする。
- 5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

(後略)

【特別支援教育推進計画（第三次）改定にかかる検討経過】

＜特別支援教育推進計画検討委員会設置要綱＞

平成26年1月10日付 目教指第7722号

（設置目的）

第1条 特別支援教育推進計画（以下「計画」という。）の第三次改定に向けた検討を行うことを目的として、特別支援教育推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- （1）計画改定に関すること
- （2）その他、委員会が必要と認める事項

（構成）

第3条 委員会は、次の各号の職にある者をもって構成する。

- （1）健康福祉部障害福祉課長
- （2）子育て支援部子育て支援課長
- （3）子育て支援部子ども家庭課長
- （4）子育て支援部保育課長
- （5）教育委員会事務局教育次長
- （6）教育委員会事務局教育政策課長
- （7）教育委員会事務局教育指導課長
- （8）教育委員会事務局学校運営課長
- （9）めぐろ学校サポートセンター長
- （10）めぐろ学校サポートセンター統括指導主事
- （11）小学校特別支援学級設置校長会代表
- （12）中学校特別支援学級設置校長会代表
- （13）特別支援教育推進専門員

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、教育次長をもって充て、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、教育指導課長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（招集）

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見等を聴くことができる。

（委員の任期）

第6条 委員の任期は、委員会の設置の日から、委員会の目的が達成されるまでとする。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育指導課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が定める。

付則

この要綱は、平成26年1月10日から施行する。

＜特別支援教育推進計画検討委員会 委員名簿＞

| 所 属 | 職 | 氏 名 | 備 考 |
|-------------------|--------------------------------|---------|-----------|
| 健康福祉部 | 障害福祉課長 | 篠崎 省三 | |
| 子育て支援部 | 子育て支援課長 | 唐牛 順一郎 | |
| 子育て支援部 | 子ども家庭課長 | 酒井 圭子 | 平成26年4月から |
| 子育て支援部 | 子ども家庭課長 | 大野 容一 | 平成26年3月まで |
| 子育て支援部 | 保育課長 | 橋本 隆志 | 平成26年4月から |
| 子育て支援部 | 保育課長 | 斎藤 秀一 | 平成26年3月まで |
| 教育委員会事務局 | 教育次長 | 佐々木 孝 | 委員長 |
| 教育委員会事務局 | 教育政策課長 | 手塚 治彦 | |
| 教育委員会事務局 | 教育指導課長 | 佐伯 英徳 | 副委員長 |
| 教育委員会事務局 | 学校運営課長 | 佐藤 欣哉 | 平成26年4月から |
| 教育委員会事務局 | 学校運営課長 | 秋丸 俊彦 | 平成26年3月まで |
| 教育委員会事務局 | めぐろ学校サポートセンター長 | 千葉 富美子 | |
| 教育委員会事務局 | めぐろ学校サポートセンター兼務 教育指導課統括指導主事 | 細田 真司 | 平成26年4月から |
| 教育委員会事務局 | めぐろ学校サポートセンター兼務 教育指導課統括指導主事 | 佐々木 希久子 | 平成26年3月まで |
| 教育委員会事務局 | 特別支援教育推進専門員 | 吉田 昌義 | |
| 特別支援学級設置校長会 代表 | 油面小学校校長 | 秋山 峰代 | 平成26年4月から |
| 特別支援学級設置校長会 代表 | 菅刈小学校校長 | 長谷 豊 | 平成26年3月まで |
| 特別支援学級設置校長会 代表 | 第八中学校校長 | 飯野 博史 | |

学識経験者 (第1回・第4回・第5回・第8回出席)

| | | | |
|-------|--------------------------|-------|--|
| 学識経験者 | 聖学院大学人間福祉部 こども心理学科 教授 | 吉田 昌義 | |
| 学識経験者 | 聖徳大学児童学部児童学科 教授 | 河村 久 | |
| 学識経験者 | 学芸大駅前神経科クリニック 院長 | 大西 重宏 | |

担当

| | | | |
|----------|---------------|--------|-----------|
| 教育委員会事務局 | 教育指導課指導主事 | 寺尾 千英 | 平成26年4月から |
| 教育委員会事務局 | 教育指導課指導主事 | 佐々木 光子 | 平成26年4月から |
| 教育委員会事務局 | 教育指導課指導主事 | 中島 由美子 | 平成26年3月まで |
| 教育委員会事務局 | 教育指導課特別支援教育係長 | 今井 正美 | |
| 教育委員会事務局 | 学校運営課就学相談係長 | 深沢 弘 | |

＜ 会 議 等 の 開 催 状 況 ＞

| 会 議 等 | 開催年月日 | 主な内容 |
|----------------------------|---------------------------|---|
| 第1回検討委員会 *学識経験者意見聴取 | 平成26年2月20日 | ○目黒区特別支援教育推進計画のこれまでの経過について ○特別な支援が必要な幼児児童生徒への対応状況について |
| 第2回検討委員会 | 平成26年3月26日 | ○教育と各機関との連携について、他区市の事例について ○特別支援教育推進計画改定素案の構成について |
| 第3回検討委員会 | 平成26年4月25日 | ○現行計画の成果と課題について ○特別支援教育推進計画改定素案の推進施策について |
| 第4回検討委員会 *学識経験者意見聴取 | 平成26年5月23日 | ○特別支援教育講演会Ⅰの開催結果について ○特別支援教育推進計画改定素案の骨子案について |
| 第5回検討委員会 *学識経験者意見聴取 | 平成26年6月23日 | ○特別支援教育講演会Ⅱの開催結果について ○特別支援教育推進計画改定素案について |
| 第6回検討委員会 | 平成26年8月21日 | ○特別支援教育推進計画改定素案について ○今後のスケジュールについて |
| 第7回検討委員会 | 平成26年12月8日 | ○特別支援教育講演会Ⅲの開催結果について ○特別支援教育推進計画改定素案に対するパブリックコメントの結果について |
| 第8回検討委員会 *学識経験者意見聴取 | 平成27年1月16日 | ○特別支援教育推進計画改定素案に対するパブリックコメントの結果について ○特別支援教育推進計画改定案について |
| 区民向け説明会 (特別支援教育講演会Ⅰと併催) | 平成26年4月21日 平成26年4月26日 | ○特別支援教育推進計画の改定について ○講演「発達障がいのある子のいいところ応援計画」 講師:星槎大学共生科学部准教授 阿部 利彦 氏 |
| 区民向け説明会 (特別支援教育講演会Ⅱと併催) | 平成26年6月7日 平成26年6月9日 | ○特別支援教育推進計画改定の検討状況について ○講演「子どもを支える、家庭を支える ～これからの教育支援～」 講師:聖学院大学人間福祉学部こども心理学科教授 吉田 昌義 氏 |
| 区民向け説明会 (特別支援教育講演会Ⅲと併催) | 平成26年11月8日 平成26年11月10日 | ○特別支援教育推進計画改定素案について ○講演「これからの特別支援教室が目指すもの」 講師:聖徳大学児童学部児童学科教授 河村 久 氏 |

目黒区特別支援教育推進計画（第三次）

主要印刷番号第26-32号

平成27年3月発行

発 行 目黒区教育委員会

編 集 目黒区教育委員会事務局教育指導課

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

電 話 03（5722）9322

印刷所 株式会社勝村印刷所